

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第38条第1項	指定障害者支援施設の指定	障がい福祉課

- 1 審査基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項各号に該当しないこと、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準、盛岡市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月25日条第51号）、盛岡市障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例に定める基準（平成24年12月25日条例第55号）を審査基準とする。
- 2 標準処理期間は、90日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。